

岩手県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨大槌町長から次のとおり通知があった。

平成27年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 上閉伊郡大槌町小鏡ほか
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年3月5日から平成29年3月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（4級基準点測量）